

指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
第二清風園高齢者在宅サービスセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人賛育会が設置する第二清風園高齢者在宅サービスセンター（以下「本事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、キリスト教の精神と老人福祉法の理念に基づき、本事業所の管理者及び介護職員（以下「職員」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態または要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所が実施する本事業は、認知症を伴い要介護状態または要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持及び向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、また、要支援状態にある利用者にあつては要支援状態の軽減若しくは要介護状態とならないよう予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 本事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、地域の保健・医療・福祉関係者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者及び介護支援事業者へ情報の提供を行う。

6 指定認知症通所介護事業の実施に当たっては、本条第1項から第5項までのほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第81号）に定める内容を遵守し、本事業を実施するものとする。

7 指定介護予防認知症対応型通所介護事業の実施に当たっては、本条第1項から第5項までのほか、「指定地域密着型介護予防サービスに係る人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）及び「指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第82号）に定める内容を遵守し、本事業を実施するものとする。

（事業の名称等）

第3条 本事業を行う本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 第二清風園高齢者在宅サービスセンター
（第二清風園デイサービスセンター）
- （2）所在地 東京都町田市薬師台3丁目270番1号

(職員)の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、員数は以下のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、本事業所の職員)の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、本事業所に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、他の職員)に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の職員)と協力して指定認知症対応型通所介護計画及び指定介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 2名以上

介護職員は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の業務に当たるとともに、他の職員)の補助的業務に当たる。

(4) 看護職員 1名

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な健康管理や日常生活上の介護、その他必要な業務に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。(サービス提供時間 午前9時00分から午後5時15分までとする。)

(利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

{*単独型・併設型} 認知症対応型通所介護の定員は、1日12名とする。

{*単独型・併設型} 介護予防認知症通所介護の定員は、1日12名の内数とする。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

① 排泄の介助

② 移動、移乗の介助

③ 養護

④ その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

① 衣類着脱の介助

② 身体の清拭、洗髪、洗身

③ その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること {※配食を利用する場合は、食事に関すること(配食)と記載する。}
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ① 食事の準備、配膳下膳の介助
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他必要な食事の介助

(4) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。これらの活動を通じた仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。さらに利用者を安全に援助することにより、家族の介護負担を軽減する。

- ① レクリエーション
- ② グループワーク
- ③ 音楽活動
- ④ 制作活動
- ⑤ 行事活動
- ⑥ 体操

(5) 機能訓練に関すること

予防や自立支援を目的に、体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(6) 運動器機能向上

転倒予防、筋力維持向上を目的とし、個別の機能訓練実施計画を作成し、これに基づきサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行い、運動機能向上を目指す。

(7) 口腔機能向上

口腔機能の低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行い、口腔機能の向上を目指す。

(8) 栄養改善

低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行い、栄養改善を目指す。

(9) 延長サービス

利用者及びその家族の希望により、所定のサービス提供時間の前後にサービスの提供を行

う。

(10) 障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。

- ① 移動、移乗動作の介助
- ② 送迎の介助

(11) 利用者及びその家族の日常生活における身上介護等に関する相談及び助言を行う。

- ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
- ② 住宅改良に関する相談、助言
- ③ その他必要な相談、助言

(利用契約)

第8条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、指定通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、利用者及びその家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、法令の定める自己負担割合による額とする。ただし、次に掲げる項目については、別表に定める利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 交通費
- (2) 食費
- (3) オムツ代
- (4) その他諸経費

2 指定介護老人福祉施設の利用者については、利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。

- (1) 利用者は、利用料を指定日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で契約を終了する場合は、残金を終了時に支払うものとする。
- (2) 支払いは、振り込み、自動引き落とし、または現金のいずれかの方法によるものとし、その方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の本事業の実施地域は、町田市とする。

(個別援助計画の作成等)

第11条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に援助計画を作成するものとする。また、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った指定認知症対応型通所介護計画又は指定介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。

- 2 指定認知症対応型通所介護計画及び指定介護予防認知症対応型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 3 利用者に対し、指定認知症対応型通所介護計画及び指定介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(衛生管理及び職員等の健康管理等)

第12条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、職員に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するものとする。
- 4 事業所は、職員に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者及びその家族は指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- 2 感染症・伝染病等の診断を受けた利用者は、医師の許可が出るまで利用を控えるものとする。
- 3 他の利用者に危害を加える恐れがある場合には利用を中止するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応及び予防等)

第15条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際しての対応を記録する。

3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

4 事故が発生した時は又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(災害等の事業について)

第17条 地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全の確保のためにサービスを中止、又は縮小することがある。

2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずる。

3 事業者は、事業継続計画を、職員に周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

4 事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業計画の変更を行う。

(運営推進会議)

第18条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護のサービスの提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、運営推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

2 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とする。

4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(苦情処理)

第19条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待等の禁止)

- 第20条 職員は利用者に対し、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与えたり、人格を辱めるような行為を行わないものとする。
- 2 職員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。
- 3 職員は、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに関係市区町村へ届け出るものとする。
- 4 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと等の必要な措置を講ずる。

(秘密保持等)

- 第21条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 2 本事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第22条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 本事業所は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 3 事業所は、適切な本事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

- 第23条 この規程に規定するもののほか、実施の細部についての必要な事項は、管理者が定める。

(改正)

- 第24条 この規程を改正するときは、社会福祉法人賛育会理事会の承認により行う。

附則

- この運営規程は、2006年 4月 1日から施行する。
- この運営規程は、2007年 3月17日から一部改正する。
- この運営規程は、2012年 4月 1日から一部改正する。
- この運営規程は、2013年 4月 1日から一部改正する。
- この運営規程は、2015年 8月 1日から一部改正する。
- この運営規程は、2018年 4月 1日から一部改正する。
- この運営規程は、2019年 4月 1日から一部改正する。
- この運営規程は、2021年 10月 1日から一部改正する。
- この運営規程は、2024年 4月 1日より一部改正する。